

よくある問合せ

【補助対象設備】

- 省エネ性能とは、既存の機械との比較が必要か。
→ 仕様書やカタログで、省エネ効果があると記載があれば問題ありません。
例) 省エネタイプ・従来製品より電気代○%削減 等
※ 節水は、省エネの対象外になります。
- 仕様書やカタログに省エネに関する記載がないがどうすればいいか。
→ 代理店やメーカーからの見積書に記載があれば問題ありません。
- 補助要綱に記載がない設備の入れ替えを考えているが、対象になるか。
→ 補助要綱に記載があるのは、あくまで例であり、事業に使用している電気・ガスを使用する設備を対象としております。

【交付申請書】

- 着手予定日と完了予定日は、いつぐらいの日付を記載すればいいか。
→ 申請書に記載する着手日は、申請日から1か月以降の日付で記載をしてください。
また、完了予定年月日は、令和6年1月31日より前の日付を記載してください。
- 申請書に記入する所在地はどこを住所を書けばいいか。
→ 法人の場合は、本社の住所を記入してください。
個人の場合は、自宅の住所を記入してください。

【役員等一覧表】

- 個人事業主だが役員一覧はどう書くか。
→ 代表者1名を記載します。住所は自宅住所、役職名は空欄で記載してください。

【添付書類関係】

- 保健福祉事務所又は保健所の確認済証又は営業許可証明書とは、どのようなものか。
→ 理容・美容・クリーニング業については、開業時に保健所に届けをし、交付された確認済証を店舗に掲示することとなっています。その両面の写しを添付してください。
公衆浴場については、所管の保健所で営業許可証明書を発行できるので、その原本を添付してください。

- 保健所からもらった確認済証を紛失してしまったがどうすればいいか。
→ 所管の保健所で再発行が可能です。再発行していただき、写しを添付してください。

- 事業税納税証明書は、銀行で納税した領収書でいいのか。
→ 領収書ではなく、必ず所管の県税事務所で前年度の納税証明書を発行し、添付してください。なお、申告は行っているが、課税額が0円の場合も必ず添付してください。

- 納税証明書が複数あると言われたが、どれを取得すればいいか。
→ 課税額が記載されているものを取得してください。

- 納税証明書は何年度のものを取得すればいいか。
→ 取得可能な直近の納税証明書を取得してください。

- 見積書ではなく、ネットショッピングの画面でもいいのか。
→ 必ず代理店やメーカーから見積書をもたらってください。

【その他】

- 本店が県外で、店舗が神奈川県内なら補助を受けられるか。
→ 店舗が県内であれば、補助対象店舗になります。

- 複数の店舗を営んでおり、複数の店舗で補助を受けたいが、申請はどうするのか。
→ 申請書は、店舗ごとに作成し、申請してください。補助対象限度額は、1店舗300万円（交付限度額150万円）となります。

- 申請書は、どう取得するのか。
 - ホームページで様式をダウンロードしてください。ただし、プリンターがない等の理由で、取得できない場合は、郵送で申請書等を送付いたしますので、ご連絡ください。
問合せ先 045-285-0741

- 申請から交付決定通知書の交付までどのくらいかかるか。
 - 申請書を受理してから、概ね1か月程度と見込んでおりますが、申請書の受付状況等により、時間を要す場合があります。

- 「その他知事が必要と認める書類」とは何か。
 - 申請時は不要です。申請書を確認し、必要な書類がありましたら、ご連絡いたします。